諮問番号：令和５年度諮問第３８号

答申番号：令和６年度答申第　５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して、令和４年１２月１３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２４条第９項において準用する同条第３項に基づく保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　生業（ライフワーク）を営む関係上、ワークスペースの確保に加えて機材や書籍等の保管スペースの確保が必須条件である。

処分庁からは、参考事例として、限度額内の賃貸物件の情報提供を受けているが、この様な存在事例を根拠に「単身の被保護者が入居できる限度額内の賃貸が存在しないわけではないと判断している」というのは、個々の適応条件の相違を無視した単身の被保護者を一律に一括りにした暴論に終始している。

当該物件のような不良賃貸物件では、住居としてはもちろん、生業専用にも物理的に無理があるから不適合物件であり、賃貸される実態がない場合と同様である。住宅確保は緊急即応性を伴う最優先事項であり、特別基準額の支給は当初より第一義的な必然性のある要件である。

あくまで最低生活費の確定が基本であり、保護開始当初より最低生活費にも満たない過少支給の現状は、生活保護制度の趣旨、目的に沿うものではない。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人から住宅扶助の特別基準の適用を求める申請があったことから、特別基準の要件には該当しないものとして申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）住宅扶助の特別基準について

法第８条第１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ、同条第２項は、保護の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならないと定めている。

また、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされており（最高裁昭和４２年５月２４日判決民集第２１巻５号１０４３頁）、保護の基準別表第３の１において、１級地及び２級地の家賃、間代、地代等の月額について、１３，０００円以内と定め、２において、「家賃、間代、地代等については、当該費用が１の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市（中略）若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。

なお、生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（平成２７年４月１４日社援発０４１４第９号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成２７年局長通知」という。）１（１）は、「住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。」とし、次に掲げる額として、処分庁所管区域内の本件処分時における１人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額を「３９，０００円」と記している。

さらに、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「昭和３８年局長通知」という。）第７の４（１）オによれば、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては（中略）〔一定の〕範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない」とされている。

そして、昭和３８年局長通知第７の１０（２）のとおり、特別基準の設定があったものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び昭和３８年局長通知の規定に従い、かつ、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定することとされている。

具体的には、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第７問５６答のとおり、①世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、②老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合、③地域において保護の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合とされている。

（３）援助方針について

法第１条のとおり、法は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものとされている。

また、昭和３８年局長通知第１２の４（１）のとおり、要保護者に対する援助方針の策定にあたっては、訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定することとされている。

そして、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１２の１答（３）のとおり、援助方針策定上の留意点について、短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立った方針も検討することとされ、短期的な視点とは、その世帯にとって解決しなくてはならない保護実施上の課題と、その課題の解決に向けてのアプローチの方法であり、中長期的な視点とは、将来に向けての世帯の自立（経済的自立、社会生活自立、日常生活自立）の目標と、その目標を達成するためのプロセスであるとされている。

（４）審査請求人は、生業を営む関係上、ワークスペースの確保に加えて機材や書籍等の保管スペースが必要であること、処分庁からは参考事例として限度額内の賃貸物件の情報提供を受けているが、当該物件の存在事例を根拠に、単身の被保護者が入居できる限度額内の賃貸が存在しないわけではないと判断しているのは、個々の適応条件の相違を無視し、一括りにしていること、当該物件のような不良賃貸物件では、住居としてだけではなく、生業専用にも物理的に無理があるから、賃貸される実態がない場合と同様であること、保護開始当初よりの最低生活費にも満たない過少支給の現状は、生活保護制度の趣旨、目的に沿うものではないこと等を理由として、本件処分の取消しを求めるものと認められる。

まず、審査請求人に対する援助方針についてみる。

処分庁は、審査請求人に対する面接や訪問等を経て、審査請求人に対する援助方針について、令和２年９月１５日、令和３年４月１日及び令和４年４月１日に策定したことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人に対する援助方針の内容として、審査請求人の営む自営業が形骸化している状況等を踏まえた上で、高額家賃であるため可能な範囲で転居を促していくこと、審査請求人は、高齢であり、稼働能力の活用を求める年齢層ではないことから、積極的な就労指導を行わず、自営業を営むことについては審査請求人の意向に任せることとしていることが認められる。

以上のことからすると、処分庁は、自営業の継続が直ちに審査請求人の経済的自立の助長につながるとはいえないものの、審査請求人の自立の助長のため、自営業を営むことを否定していないものと認められる。また、審査請求人の居住する住居は、高額家賃であり、本来であれば転居を指導すべきところ、可能な範囲での転居を促すこととしているものと認められる。

したがって、当該援助方針は、昭和３８年局長通知第１２の４（１）及び問答集問１２の１答（３）のとおり、審査請求人の生活状況を踏まえ、自立に向けた課題に応じた具体的な援助方針を策定したものと認められ、法第１条の趣旨に照らし、不合理な点があるとはいえない。

次に、住宅扶助の特別基準についてみる。

審査請求人には車椅子を使用する等の障がいや重度の傷病はなく、特に通常より広い居室を必要とする事情は認められない。

また、審査請求人は、高齢であるものの、特段通院が必要な傷病はなく、日常生活において地域の支援を受けて生活している等の転居が困難な事情は確認できない。

そして、処分庁所管区域内及び隣接市域内において、当該地域の住宅扶助の基準額である３９，０００円以内で賃貸される物件は存在することが認められる。

以上からすると、本件事件記録からは、審査請求人について、昭和３８年局長通知第７の４（１）オ及び課長通知第７問５６答の住宅扶助の特別基準の要件に該当する事情は確認できない。

また、処分庁は、本件処分にあたって、審査請求人に対する援助方針を踏まえ、自営業を営む審査請求人の状況について一定程度考慮・検討した上で判断した経過が認められ、当該判断の過程に不合理な点はない。

したがって、処分庁が、審査請求人に対する援助方針を踏まえ、審査請求人については昭和３８年局長通知第７の４（１）オ及び課長通知第７問５６答の住宅扶助の特別基準の要件に該当しないと判断したことに不合理な点があるとはいえず、審査請求人の主張は採用できない。

（５）以上から、本件処分に違法または不当な点は認められない。

（６）なお、本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。

処分庁の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分の通知書にはいかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

（７）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和６年３月２１日　　諮問書の受領

令和６年３月２２日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月５日

口頭意見陳述申立期限：４月５日

令和６年４月　８日　　審査請求人の主張書面（令和６年４月３日付け）の

受領

令和６年４月２４日　　第１回審議

令和６年４月２５日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和６年５月２１日付け○生福第８５号。以下「処分庁回答書」という。）

令和６年５月２９日　　第２回審議

令和６年７月２３日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

（４）法第１４条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。１　住居　２　補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

（５）法第２４条は、申請による保護の開始及び変更について、第３項において「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、第４項において「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない」と、第９項において「第１項から第７項までの規定は、（中略）保護の変更の申請について準用する。」と定めている。

（６）保護の基準別表第１は、生活扶助基準について定めている。

また、別表第３は、住宅扶助基準について、１において、１級地及び２級地の家賃、間代、地代等の月額について、１３，０００円以内と定め、２において、「家賃、間代、地代等については、当該費用が１の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（中略）第２５２条の１９第１項の指定都市（中略）若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。

なお、平成２７年局長通知１（１）は、「住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。」とし、次に掲げる額として、処分庁所管区域内の本件処分時における１人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額を「３９，０００円」と記している。

（７）昭和３８年局長通知第７の４（１）オは、「保護の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が１人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（中略）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」とし、次に掲げる率として、世帯人員１人の場合は「１.３」と記している。

なお、昭和３８年局長通知は、地方自治法第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（８）昭和３８年局長通知の第７の１０（２）は、「特別基準の設定があったものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。」とし、「ア　特別基準設定による費用の認定と援助方針」において、「実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。」と記している。

（９）昭和３８年局長通知の第１２の４（１）は、援助方針の策定について、「訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。また、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めること。」と記している。

（１０）課長通知第７問５６答は、「昭和３８年局長通知第７の４（１）オにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。」との問いに対し、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」と記している。

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

（１１）問答集問１２の１答（３）は、援助方針策定上の留意点として、「短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立った方針も検討すること。短期的な視点とは、その世帯にとって解決しなくてはならない保護実施上の課題と、その課題の解決に向けてのアプローチの方法である。また、中長期的な視点とは、将来に向けての世帯の自立（経済的自立、社会生活自立、日常生活自立）の目標と、その目標を達成するためのプロセスである。これらの両方の視点について十分、意識的に書き分けるなどの方法により明記することが望ましい。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出のあった諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年９月２日、審査請求人は、処分庁を訪れ、父の介護により自営業（設計事務所）の収入が減少し、住宅兼事務所の家賃が高いことや新型コロナによる不況もあり、預貯金がほとんどなくなり生活の維持が困難になったとして、法による保護を申請した。

処分庁の担当者は、現在の住居の家賃７４，４００円が住宅扶助の上限３９，０００円を超えており、その分は生活扶助から捻出することになるため転居が必要である旨を説明した。これに対し、審査請求人は、現在の住居の広さ等を維持したいため、住宅扶助の上限以内で転居先を見つけることは難しく、公営住宅への申込みを考えている旨を答えた。

また、処分庁の担当者は、保護を受けた場合、住宅確保給付金（住居確保給付金）や総合支援資金等の貸付は利用できないため、家賃が生活費を圧迫したとしても、保護費で決まった額以上は支給できないことを説明し、処分庁から業者に賃貸物件を探してもらうことを提案したが、審査請求人はこれに応じなかった。

（２）令和２年９月２日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（３）令和２年９月１５日、処分庁は、ケース診断会議において、審査請求人に対する援助方針として、①転居については、公営住宅の情報を提供し、審査請求人が同意すれば業者に賃貸物件を探してもらうこと、②就労については、自営業への依頼がなく形骸化しており、高齢であり稼働世帯ではないため、転居を優先とすることとした。

（４）令和２年９月１７日、審査請求人は処分庁を訪れ、転居先に係る希望の条件として、「処分庁所管区域・隣接市、４０～５０㎡程度の広さ、築２０年前後まで、高台など閑静なエリア、駅から適度な距離」等の条件を示した。

　　　処分庁の担当者は、希望の条件を緩和することを提案したが、審査請求人は、これに応じなかった。

（５）令和３年４月１日、処分庁は、会議において、令和３年度の審査請求人に対する援助方針として、①転居については、高額家賃であるため可能な範囲で転居を促していくこととし、具体的には、公営住宅の情報を提供し、審査請求人が同意すれば業者に賃貸物件を探してもらうこと、②就労については、自営業への依頼がなく形骸化しており、高齢であり稼働世帯ではないため、審査請求人の意向に任せることとした。

（６）令和４年４月１日、処分庁は、令和４年度の審査請求人に対する援助方針として、令和３年度と同様の内容とすることとした。

（７）令和４年１２月８日付けで、審査請求人は、住宅扶助特別基準額支給申請（以下「本件申請」という。）を行った。

（８）令和４年１２月１２日、処分庁は、会議において、本件申請への対応を協議した。特別基準額の支給要件である、①世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、②老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合、③地域において、限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合のいずれにも該当しないため、申請を却下することを決定した。

（９）令和４年１２月１３日付けで、処分庁は審査請求人に対し、本件処分を行った。本件処分の通知書には、決定に係る理由として、「住宅扶助特別基準額の支給に関して、制度上は「…限度額によりがたい家賃、間代等であって、…世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、…特別基準の設定があったものとして…認定して差しつかえないこと。」とされておりますが、その「やむを得ない」事情に当たる事例として、「①世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、②老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は③地域において…限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」とも示されており、貴殿の場合は、その「やむを得ない」事情に該当しないと考えております。まず貴殿は、①及び②の場合には該当していないと判断しており、加えて、③の場合に関しては、池田市内や近隣市において、限度額内の賃貸で生活している単身の被保護者は多数おり、仮に五月丘付近のエリアに限定しても、単身の被保護者は一定数存在するため、「賃貸される実態がない場合」にも該当しないと判断しています。以前希望の物件に関して聞き取りをさせていただいた際、貴殿は「池田市・箕面市エリア」、「４０～５０㎡程度の広さ」、「築２０年前後まで」、「閑静なエリア」「駅から適度な距離」等の条件を挙げておられました。確かに、貴殿の生業（設計自営業）の性質を鑑みたとき、機材などの大きさから、住居内の広さを優先することは合理的な理由があるため理解できますが、「池田市・箕面市エリア」、「築２０年前後まで」、「閑静なエリア」「駅から適度な距離」といった条件に関しては、これらの条件を満たす住居でなければ全く生業が営めなくなるものとは考えにくく、そこまでの条件を設ける必要性が見当たりません。もちろん、理想の条件として挙げることは理解できます。しかし、生業等に必須とは思えず、必須ではないそれらの条件を設けている関係で物件が見つからないという側面は多分にあると考えており、実際に「単身の被保護者が入居できる限度額内の賃貸」が存在しないわけではないと判断しております。よって、当福祉事務所としては、希望の条件に適う物件が見つからないことだけを以て「限度額の範囲では賃貸される実態がない場合」とは認定できず、そのため、「やむを得ない」事情と捉えて特別基準額を支給することもできないとの結論に至りました。」と記載されている。

（１０）令和４年１２月１４日、本件処分の通知書の送付に併せて、処分庁は審査請求人に対し、「池田市・箕面市、４０㎡以上、家賃４０，０００円以下」の条件で、インターネットにより調べた次の物件の資料を送付した。

　　・箕面市、４０㎡、３１,８００円（２物件）

　　・箕面市、４０㎡、３５,０００円（２物件）

　　・箕面市、４１．４８㎡、３８，０００円（２物件）

　　・池田市、４０㎡、２３，０００円

　　・箕面市、４９㎡、３９，０００円

（１１）令和５年１月２５日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）処分庁は、審査請求人から住宅扶助の特別基準の適用を求める申請があったことから、特別基準の適用要件には該当しないものとして申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）住宅扶助の特別基準について

法第８条第１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとし、同条第２項は、前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならないと定めている。

また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされており（最高裁昭和４２年５月２４日判決民集第２１巻５号１０４３頁）、保護の基準別表第３の１において、１級地及び２級地の家賃、間代、地代等の月額について、１３，０００円以内と定め、２において、「家賃、間代、地代等については、当該費用が１の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（中略）第２５２条の１９第１項の指定都市（中略）若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。

なお、平成２７年局長通知１（１）は、「住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。」とし、次に掲げる額として、処分庁所管区域内の本件処分時における１人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額を「３９，０００円」と記している。

さらに、昭和３８年局長通知第７の４（１）オによれば、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては（中略）〔一定の〕範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない」とされている。

そして、昭和３８年局長通知第７の１０（２）のとおり、特別基準の設定があったものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び昭和３８年局長通知の規定に従い、かつ、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定することとされている。

具体的には、課長通知第７問５６答のとおり、①世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、②老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合、③地域において保護の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合とされている。

（３）援助方針について

法第１条のとおり、法は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものとされている。

また、昭和３８年局長通知第１２の４（１）のとおり、要保護者に対する援助方針の策定にあたっては、訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定することとされている。

そして、問答集問１２の１答（３）のとおり、援助方針策定上の留意点について、短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立った方針も検討することとされ、短期的な視点とは、その世帯にとって解決しなくてはならない保護実施上の課題と、その課題の解決に向けてのアプローチの方法であり、中長期的な視点とは、将来に向けての世帯の自立（経済的自立、社会生活自立、日常生活自立）の目標と、その目標を達成するためのプロセスであるとされている。

（４）審査請求人は、生業を営む関係上、ワークスペースの確保に加えて機材や書籍等の保管スペースが必要であること、処分庁からは参考事例として限度額内の賃貸物件の情報提供を受けているが、当該物件の存在事例を根拠に、単身の被保護者が入居できる限度額内の賃貸が存在しないわけではないと処分庁が判断しているのは、個々の適応条件の相違を無視し、一括りにしていること、当該物件のような不良賃貸物件では、住居としてだけではなく、生業専用にも物理的に無理があるから、賃貸される実態がない場合と同様であること、保護開始当初よりの最低生活費にも満たない過少支給の現状は、生活保護制度の趣旨、目的に沿うものではないこと等を理由として、本件処分の取消しを求めたものと認められる。

まず、審査請求人に対する援助方針についてみる。

処分庁は、審査請求人に対する面接や訪問等を経て、審査請求人に対する援助方針について、令和２年９月１５日、令和３年４月１日及び令和４年４月１日に策定したことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人に対する援助方針の内容として、審査請求人の営む自営業が形骸化している状況等を踏まえた上で、高額家賃であるため可能な範囲で転居を促していくこと、審査請求人は、高齢であり、稼働能力の活用を求める年齢層ではないことから、積極的な就労指導を行わず、自営業を営むことについては審査請求人の意向に任せることとしていることが認められる。

以上のことからすると、処分庁は、自営業の継続が直ちに審査請求人の経済的自立の助長につながるとはいえないと解しているものの、審査請求人の自立の助長のため、自営業を営むことを否定していないものと認められる。

また、審査請求人の居住する住居の家賃は、処分庁所管区域内の本件処分時における１人世帯の住宅扶助の上限を３５，４００円も超えており、特別基準を設定した場合の住宅扶助の限度額すら優に超える高額家賃であって、原則として転居指導の対象となるところ、可能な範囲での転居を促すこととしているものと認められる。

したがって、当該援助方針は、昭和３８年局長通知第１２の４（１）及び問答集問１２の１答（３）のとおり、審査請求人の生活状況を踏まえ、自立に向けた課題に応じた具体的な援助方針を策定したものと認められ、法第１条の趣旨に照らし、不合理な点があるとはいえない。

次に、住宅扶助の特別基準についてみる。

審査請求人には車椅子を使用する等の障がいや重度の傷病はなく、特に通常より広い居室を必要とする事情は認められない。

また、審査請求人は、高齢であるものの、特段通院が必要な傷病はなく、日常生活において地域の支援を受けて生活している等の転居が困難な事情は確認できない。

そして、前記２（１０）のとおり、処分庁所管区域内及び隣接市域内において、当該地域の住宅扶助の基準額である３９，０００円以内で賃貸される物件は複数存在することが認められる。

以上からすると、本件事件記録からは、審査請求人について、昭和３８年局長通知第７の４（１）オ及び課長通知第７問５６答の住宅扶助の特別基準の要件に該当する事情は確認できない。

また、処分庁は、本件処分にあたって、審査請求人に対する援助方針を踏まえ、自営業を営む審査請求人の状況について一定程度考慮・検討した上で判断した経過が認められ、当該判断の過程に不合理な点はない。

したがって、処分庁が、審査請求人に対する援助方針を踏まえ、審査請求人については昭和３８年局長通知第７の４（１）オ及び課長通知第７問５６答の住宅扶助の特別基準の要件に該当しないと判断したことに不合理な点があるとはいえず、審査請求人の主張は採用できない。

（５）以上から、本件処分に違法または不当な点は認められない。

**第６　付言**

本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の通知書には、根拠となる法令についての記載がないことから、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示（法第２４条第４項）を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に即した主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠法令についても具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　相間　佐基子